高浜原発の乾式貯蔵施設の建設に反対しよう

核のゴミ問題は放置したまま

フランスからの返還廃棄物（高レベルガラス固化体）の引受先は決まっていない

住民説明会で、住民や周辺自治体の意見を聴くべき

関西電力は、「使用済核燃料対策」として、２月 13 日に「新工程表（ロードマップ）」を公表しました（右図）。福井県知事は３月 24 日に、「新工程表」には実効性があると容認しました。

一方で原子力規制委員会は、５月中旬頃には、高浜原発（第一期分）の乾式貯蔵施設に審査合格証（審査書）を確定しようとしています。

「審査書」が確定すれば、福井県は県議会・県原子力安全専門委員会等での議論を経て、乾式貯蔵施設の建設了解に進もうとしています。しかし、福井県内でも関西でも住民説明会は開かれていません。住民不在で、福井県知事の総合的判断で進めることは許されません。

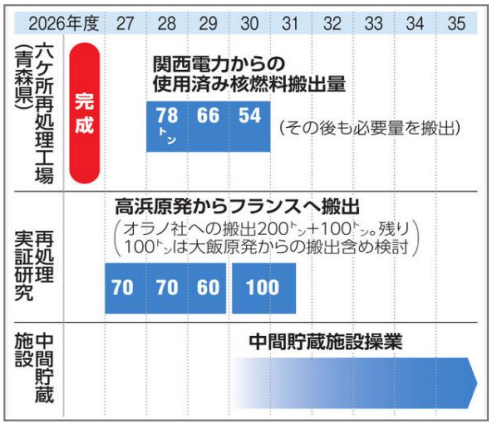

朝日新聞　2025. 2. 14

◆なぜ乾式貯蔵施設を建設するのでしょうか？

なぜ乾式貯蔵施設を建設するのでしょうか。関電の原発の使用済核燃料プールは、あと 3～5 年で満杯になり、燃料交換ができず、原発の運転ができなくなります。これを避けるために、使用済核燃料を乾式貯蔵施設に移して、40 年超え、50 年超えの老朽原発の運転を続けようとしているのです。事故の危険が高まります。

さらに、使用済核燃料を貯蔵するキャスク（容器）の設計貯蔵期間は 60 年ですが、関電は何十年貯蔵するのか明らかにしていません。そのため、原発立地地域が半永久的に核のゴミ捨て場となる危険があります。

＊ 乾式貯蔵施設を建設してはならない理由：「新工程表」には実効性はなく、無責任

① フランスへ 400 トンを搬出→ 返還される廃棄物の受入れ先は決まっていない

関電の「新工程表」では、2027 年度からＭＯＸ燃料の「再処理実証研究」として 400 トンの使用済核燃料をフランスに搬出する計画です。

再処理によって高レベル廃棄物（ガラス固化体）が生み出されますが、その引受先は決まっていません。関電と電気事業連合会は「高レベル廃棄物は日本に返還される」ことを認めながら、返還先は「今後検討する」というだけです。

他方で青森県は、今回のフランス分は「協定で想定されていない新たな事業」だとして「六ヶ所村の施設では受け入れない」と表明しています。福井県は「関電や国から説明は受けていない。福井県から問い合わせもしていない」「国と事業者が責任をもつべき」と他人事のような態度です（４月 11 日私たちの申入れでの回答）。

再処理後の核のゴミ問題が解決していないにも関わらず、フランスへの搬出は無責任です。福井県知事は、これを「実効性がある」と判断し、乾式貯蔵施設の建設に進もうとしているのです。

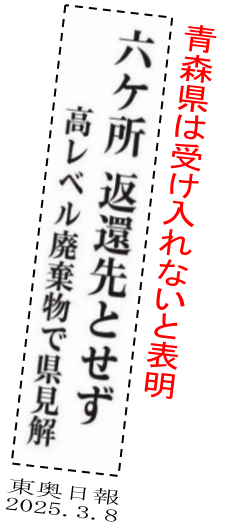

避難計画を案する関西連絡会

グリーン・アクション
京都市左京区田中関田町22-75-103
TEL 075-701-7223 FAX 075-702-1952

原発なしで暮らしたい宮津の会
TEL 080-9740-7718

原発なしで暮らしたい丹波の会
TEL 090-3862-2468

脱原発はりまアクション
TEL 090-9989-7129

原発防災を考える兵庫の会
TEL 080-5707-7908

避難計画を考える滋賀の会
TEL 080-5351-7569

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）
大阪市北区西天満4-5-8 八方商事第2ビル301
TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

チラシご注文の場合は、送料をご負担ください。このチラシは高木仁三郎市民科学基金からの助成を受けました　2025.5.6

② 六ヶ所再処理工場の稼働頼み → 27 回も完成延期。稼働の見込みはない

六ヶ所再処理工場は、1993 年 4 月に着工してから 32 年が経ちますが、完成は 27 回も延期され完成していません。それにも関わらず「新工程表」は、六ヶ所再処理工場を頼みの綱としています。事業者である日本原燃は、完成予定を 2026 年度中に延期し、2028 年度から関電を含む電力会社から使用済核燃料を受け入れる計画です。

しかし、計画通りに進む保証はありません。稼働のためには、使用前の検査が控えています。2006 年からのアクティブ試験（使用済核燃料を使った総合試験）で使用した施設の部屋（アクセス困難な小部屋「レッドセル」）は既に高濃度に汚染されており、近づくこともできず、検査も耐震補強工事もできません（約 3 万 8 千か所。検査対象か所の約 6 割）。そのため、建設当時の資料などで安全性を確認するとして、規制庁もこれを基本的に認めています。これで安全性を確認することなどできません。

さらに、再処理の最終工程では、生み出された高レベル廃液をガラス固化体にします。しかし、２００６年からのアクティブ試験ではガラス固化試験に何度も失敗し、試験は 2013 年まで長引きました。今回の使用前検査や、2029 年予定の溶融炉の取替までは現在の溶融炉が使用されますが、うまくいく保証はありません。

仮に再処理工場が稼働すれば、海にも大気中にも大量の放射能がまき散らされてしまいます。

③ 乾式貯蔵施設から中間貯蔵施設へ搬出 → あてもない中間貯蔵施設の操業

関電の「新工程表」では、「2030 年頃に県外で中間貯蔵施設の操業」となっています。しかし、その頃に操業できる中間貯蔵施設はありません。山口県上関町で中国電力と関電が共同で計画していますが、2030 年頃の操業は無理です。山口県内では、中間貯蔵に反対する活動が続いています。

＊ 高浜原発の乾式貯蔵には多くの問題点：事故時のアクセスルートが塞がれる

高浜原発の乾式貯蔵施設は、狭い敷地で、急峻な崖の下に設置する予定です。そのため、土砂災害で格納設備が埋もれる等の危険があります。しかし、その場合の除熱評価は実施されていません。

また、キャスクが地震などで滑り落ち、重大事故時のアクセスルートが塞がれる問題等もあります。福島事故の教訓から、アクセスルートや重大事故対処設備は複数設けることになっていますが、関電は、別のルートがある等と国の審査会合で平気で述べています。安全軽視も甚だしいものです。

写真はグーグルアースより（2024.8.15）。設置場所の白丸印などを追記

＊ 住民説明会を開き、住民や周辺自治体の意見を聞くべきです

「新工程表」や乾式貯蔵施設について、説明会は行われていません。福井県内・関西の住民が何度も求めましたが、県は「原子力基本法で国と事業者が進めるべきと書いてある」等を繰り返しています。

他方で、高浜原発から 30km 圏内の京都府北部の自治体では、３月の綾部市議会で市議から質問があり、「住民の関心が高いため、住民説明会の開催を関電に求める」と市は答弁しています。また、２月の宮津市申入れでは、「何年間保管するのか等、先が見えない乾式貯蔵計画について、関電は市民に説明すべき」と回答しました。滋賀県は昨年に関電に意見書を出し、住民への説明等を求めています。

私たちが昨年行った京都府北部 30km 圏内住民アンケートでも、約８割が乾式貯蔵のことを知らず、住民説明会が必要だと答えています（アンケート総数 857 枚）。住民や自治体の意見を聞くべきです。

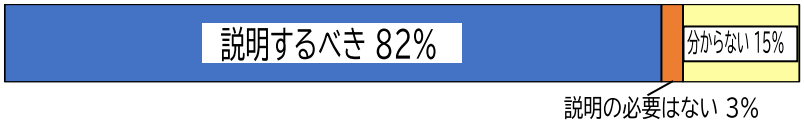

（左図は京都府北部の住民アンケート回答より）